(エ)　［健診センター棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上４階
延べ面積　約3,524m²
(オ)　［MRI棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上２階
延べ面積　約1,237m²
(カ)　［RI棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造平屋
延べ面積　約232m²
(キ)　［附属棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上１階、地下１階
延べ面積　約742m²
(ク)　［車庫１］
取りこわし一式
構造　鉄骨造平屋
延べ面積　約119m²
(ケ)　［電気室］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造平屋
延べ面積　約232m²
(コ)　［酸素庫］
取りこわし一式
構造　コンクリートブロック造
平屋
延べ面積　約31m²
(サ)　［水槽室］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地下１階
延べ面積　約50m²
(シ)　［営繕室］
取りこわし一式
構造　木造平屋
延べ面積　約80m²
(ス)　［車庫２］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約112m²
(セ)　［物置１］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約17m²
(ソ)　［旧看護婦宿舎］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上２階
延べ面積　約1,535m²
(タ)　［渡り廊下］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造平屋
延べ面積　約70m²
(チ)　［産廃保管庫］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約15m²
(ツ)　［焼却炉］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約30m²
(テ)　［職員宿舎Ｅ棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上３階
延べ面積　約569m²
(ト)　［職員宿舎Ｆ棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上２階
延べ面積　約646m²
(ナ)　［職員宿舎Ｇ棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上２階
延べ面積　約630m²
(ニ)　［職員宿舎Ｈ棟］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上３階
延べ面積　約560m²
(ヌ)　［車庫３］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約116m²
(ネ)　［車庫４］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約113m²
(ノ)　［新看護婦宿舎］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造
地上４階、地下１階
延べ面積　約2,258m²
(ハ)　［ボンベ庫］
取りこわし一式
構造　コンクリートブロック造
平屋
延べ面積　約20m²
(ヒ)　［物置２］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約３m²
(フ)　［物置３］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約11m²
(ヘ)　［物置４］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約11m²
(ホ)　［物置５］
取りこわし一式
構造　プレハブ造平屋
延べ面積　約14m²
(マ)　［渡り廊下１］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上２階
延べ面積　約40m²
(ミ)　［渡り廊下２］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上３階
延べ面積　約29m²
(ム)　［渡り廊下３］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上２階
延べ面積　約40m²
(メ)　［渡り廊下４］
取りこわし一式
構造　鉄骨造平屋
延べ面積　約12m²
(モ)　［渡り廊下５］
取りこわし一式
構造　鉄骨造平屋
延べ面積　オ）MRI棟に含む
(ヤ)　［渡り廊下６］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上２階
延べ面積　オ）MRI棟に含む
(ユ)　［渡り廊下７］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造平屋
延べ面積　オ）MRI棟に含む

イ　工作物
取りこわし一式
門扉、囲障、植込み土留、擁壁、屋外掲示板、館名板、案内標識、設備基礎等
ウ　外構
取りこわし一式
舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備、埋設設備、埋設タンク、埋設トレンチ等
エ　造園
樹木の伐採・伐根、地被類等
オ　設備
取りこわし一式
電気設備、機械設備、昇降機設備等

(5)　工期　契約締結日の翌日から令和10年３月24日まで
(6)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(7)　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年４月１日達第37号令和４年３月31日達第５号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同一の資格（工事経験を除く）を有する技術者を配置すること。

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
(2)　厚生労働省から令和７・８年度有資格者名簿［建設工事］のうち北海道地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。